障がい者の介護保険利用について（障がい福祉サービスとの適用関係）

 原則として、40歳以上の障がい者の方はすべて介護保険の被保険者となります。

　介護保険制度においては、障がい者施策によるサービスを利用している障がい者の方を含め、原則として40歳以上の方は介護保険の被保険者となります。

　そのため、65歳以上の高齢障がい者及び40歳以上65歳未満の特定疾病者（高齢障がい者等）が要介護認定を受け、要介護又は要支援状態となった場合は、介護保険から保険給付としてサービスを受けることができます。

※　指定障がい者支援施設等の介護保険適用除外施設に入所又は入院されている方は、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされています。

　高齢障がい者等の自立生活を支援する上で、介護保険で対応できないサービスや介護保険によるサービスだけでは十分な支援が受けられない場合等には、障害者総合支援法によるサービスをはじめ各種サービスを総合的に組み合わせてケアプランに位置づけ、サービスを提供してください。

　詳しくは、ケアマネジャー、市（区）町村又は地域包括支援センターにお問い合わせください。

　サービス内容や機能から障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的にはこの介護保険サービスに係る保険給付を優先的に受けていただくこととなります。

　しかしながら、市町村（障がい福祉担当）が、高齢障がい者等が支給を申請したサービスについて、次の１～３のように、介護保険サービスだけでは十分な支援が受けられないと判断した場合は、その限りにおいて、障がい福祉サービスに係る給付を受けていただくこととなります。

１　在宅の障がい者で、申請に係る障がい福祉サービスについて市町村が適当と認める支給量が、介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、ケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合

２　利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、高齢障がい者等が実際に申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消されるまでの間に限る。）

３　高齢障がい者等が要介護認定を受けた結果非該当と判定された場合など、介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障がい福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（必要な障がい支援区分（平成26年4月1日施行）が認定された場合に限る。）